

令和 2 年 7 月 22 日
(一財) 茨城県剣道連盟
医 学 委 員 会

審査会実施に当たっての新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインモデル (茨城県剣道連盟 審査会ガイドラインモデル)

茨城県剣道連盟では、令和 2 年 10 月に 3 段以下の審査会を予定しています。審査会においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの方が安心して受審して頂けるようにすることがたいへん重要と考えています。

このため、「審査会実施に当たっての感染拡大防止ガイドライン」(以下「審査ガイドライン」)を制定しました。受審者はもとより、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者(以下「関係者」)は、この審査ガイドライン並びに「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドラインモデル」を遵守して、安全な審査会の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

茨城県剣道連盟 審査会ガイドラインモデル

●審査会を開催するにあたって□にチェックして確認しながらガイドラインを遵守してください。

□審査会を開催するにあたって、開催場所が所在する茨城県及び各審査会となる施設の方針を遵守するものとする。

□主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。

□主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。

□主催者は、受審者並びに関係者以外(例えば、付き添いや見学者)は原則として入場できないこととするが、使用する施設ごとに判断し、場合によっては、お互いの距離をしっかりととることが可能な場合に見学者の入場も可としてもよい。

□受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

●受審にあたって

○以下に該当する者は受審できない。

□基礎疾患のある者 すなわち、基礎疾患のある者とは、「糖尿病、慢性腎臓病、慢性呼吸器疾患、高血圧、心血管疾患、慢性腎臓病、免疫抑制剤や抗がん剤等

を用いている方など」をいう。これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする。

発熱のある者（一般的には 37.5 度以上ある者をいう）

37 度以上で体調がよくない者あるいは咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある場合。

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、受審者確認票に、氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記録し、審査会場に持参する。

受審者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。

実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

●入場にあたって

受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。

自宅が近い場合、自宅で稽古着・袴に着替えてくること。車での来場が許されている場合は、審査会場内での密集を避けるため、車内であらかじめ着替えを行った上、入場する。

主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に 2 メートル毎に目印のテープを貼る。行列を整理するために、係員を適正に配置する。

受審者は施設への入場時、持参した受審者確認票を提示する。

受審者確認票を持参しなかった者は、原則として入場させない。

見学者、付き添い等は入場させない。

入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者は手指消毒を行う。

受審者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者の体温測定を行う。

体温測定により 37.5 度以上ある者は、入場できない。 ← 厳守のこと。

面マスクをしていないものは、入場できない。

●審査会場内での留意事項

受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも 1 メートル、できれば 2 メートル）を常に保つようにする。

受審者は、審査会場では、実技審査時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。

受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる

除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。

□主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

●受付、更衣、受審者説明

□施設に入場後、受審者は受付を行う。受付で持参した受審者確認票を提出する。
なお、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で行う。

□受付は、密集を避けるため、1会場2か所設置し（誕生日により前半後半に区分）、受審者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする。また、受審者説明時刻も表示する。

□人と人の距離を保つため、受付の前に2メートル毎に目印のテープを貼る。

□受付が密集した場合、入場制限を行う。

□受付終了者は、観覧席（女子の場合は更衣室）に移動し、剣道着・袴に着替えて、待機する。

□観覧席は密集にならないように、1席以上空けて使用する。

□女子更衣室は、前半後半に分けて使用するなど密集状態にならないように配慮する。女子は更衣後、受審者説明を受けるため、観覧席に移動する。

□主催者は、観覧席で受審者説明を行う。

●呼出、受審番号の配付、実技審査待機

□受審者が密集しないように呼び出し、実技審査の待機場所などを各審査会場で工夫する。

□実技会場入口にアルコール消毒液を設置し、受審者は入場の際、手指、消毒を行う。

●実技審査

□受審者は面マスクを必ず着用する。なお、シールドの着用を推奨する。

□剣道用の面マスクとして、医療用あるいは不織布マスクの使用は避けること。

□**鏝競り合いはすぐに解消すること。解消されない場合には立ち会い者がすぐにわかれをかけること。**

□原則、1組から3組が面をつけ指定された場所に待機、又は着席する。4組、5組も指定場所に待機し、すべての待機者は必要なく移動しない。

□3組終了後、6組が面をつける

●実技合格発表

□発表は、実技審査会場外のロビー等比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。

□不合格者は、すみやかに施設から退場する。

●日本剣道形審査

- 実技合格者は、間隔（1メートル以上）をとって整列する。
- 受審者は、面マスク等を着用して受審する。
- 合格発表後は、すみやかに施設から退場する。

●その他

- 審査員はマスクを必ず着用すること。フェイスシールドの着用は不要とする。
- 立ち合い、係員等すべての関係者は、マスクを着用のうえ、主催者が準備するフェイスシールドを着用する。
- 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにする。
- 審査会場では常に換気できるように配慮すること。可能であれば送風機を設置する。
- 主催者は、多くの人に触れる用具、箇所（ドアノブなど）を消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール消毒液とペーパータオルを設置する。
- 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、受審者の所属を經由して、茨城県剣道連盟に速やかに報告する。
- 教護係をできる限り配置すること。

以 上